大阪府特定個人情報保護評価諮問手続等実施要領

資料３

第１　目的

　この要領は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）、特定個人情報保護評価に関する規則（平成２６年特定個人情報保護委員会規則第１号。以下「規則」という。）及び特定個人情報保護評価指針（平成２６年４月１８日特定個人情報保護委員会告示第４号。以下「指針」という。）に基づき府が行う特定個人情報保護評価に係る大阪府個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）への諮問手続等について必要な事項を定める。

第２　定義

　この要領において使用する用語は、番号法、規則、指針及び大阪府個人情報保護条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

第３　適用範囲

　この要領は、番号法、番号法以外の国の法令又は番号法第９条第２項の規定により地方公共団体が定める条例の規定に基づき特定個人情報ファイルを取り扱う事務を所掌する所属（以下「担当所属」という。）に対して適用する。

第４　特定個人情報保護評価の実施手続

１　特定個人情報保護評価計画管理書の作成

（１）担当所属は、特定個人情報保護評価を実施する前に、当該評価に係る事務やシステムの概要等を整理した資料を府政情報室に提出する。

（２）府政情報室は、指針等に基づき、担当所属が最初の特定個人情報保護評価を実施する前に、（１）で提出された資料により特定個人情報保護評価計画管理書を作成する。

２　しきい値判断

担当所属は、特定個人情報ファイルを保有しようとする事務において、対象人数（特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の総数をいう。）、取扱者数（特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者（当該事務を委託している場合、委託先において特定個人情報ファイルを取り扱う者の数を含む。）の数をいう。）及び特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づき、実施が義務付けられる特定個人情報保護評価の種類等を判断する。

３　特定個人情報保護評価書の作成

　　担当所属は、しきい値判断の結果に従い、特定個人情報保護評価を実施し、次に掲げる特定個人情報保護評価書を作成する。

（１）基礎項目評価書

（２）基礎項目評価書及び重点項目評価書

（３）基礎項目評価書及び全項目評価書

４　パブリックコメント手続の実施

（１）担当所属は、重点項目評価書又は全項目評価書を作成したときは、原則として当該重点項目評価書又は当該全項目評価書の全ての内容について、「大阪府パブリックコメント手続実施要綱」等により府民等の意見を求める。

（２）担当所属は、府民等から得られた意見を十分に考慮した上で、当該重点項目評価書又は当該全項目評価書に必要な見直しを行う。

５　審議会への諮問

（１）担当所属は、４（２）により必要な見直しを行った重点項目評価書又は全項目評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて審議会に諮問する。

（２）諮問に当たり、担当所属は、次に掲げる書類を審議会に提出するとともに、審議会に出席し、必要な説明を行う。

　　ア　諮問書

　　イ　重点項目評価書又は全項目評価書

　　ウ　基礎項目評価書

　　エ　事務フロー図、システム概要等その他必要な書類

６　特定個人情報保護評価書の提出

（１）担当所属は、審議会の意見を踏まえ、重点項目評価書又は全項目評価書に必要な見直しを行った上で、基礎項目評価書ととともに府政情報室に提出する。

（２）府政情報室は、３（１）により作成した基礎項目評価書及び６（１）の手続を経た特定個人情報保護評価書を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に提出するとともに、特定個人情報保護評価計画管理書を更新し、委員会に提出する。

７　特定個人情報保護評価書の公表

担当所属は、特定個人情報保護評価書が委員会に提出されたことを確認した後速やかに、次の方法により、当該特定個人情報保護評価書を原則として全て公表する。

（１）担当所属ホームページへの掲載

（２）担当所属執務室内での備付け

（３）府政情報センターでの開架

第５　特定個人情報保護評価の見直し

１　特定個人情報保護評価書の記載事項の見直し及び変更

（１）担当所属は、毎年度又は随時に、公表した特定個人情報保護評価書の記載事項を実態に照らして見直し、必要に応じて記載事項を変更する。

（２）担当所属は、重点項目評価書及び全項目評価書の記載事項を変更する場合は、審議会の求めに応じ、変更前に、審議会に変更内容の説明を行う。

２　変更後の特定個人情報保護評価書の提出

（１）担当所属は、特定個人情報保護評価書の記載事項を変更した場合は変更後の評価書を府政情報室に提出する。

（２）府政情報室は、変更した特定個人情報保護評価書を委員会に提出するとともに、特定個人情報保護評価計画管理書を更新し、委員会に提出する。

３　変更後の特定個人情報保護評価書の公表

担当所属は、当該特定個人情報保護評価書が委員会に提出されたことを確認した後速やかに、第４の７の方法により当該特定個人情報保護評価書を公表する。

第６　特定個人情報保護評価の再実施

１　重要な変更を行う場合

担当所属は、保有する特定個人情報ファイルに指針で規定する重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、第４の方法に準じて特定個人情報保護評価を再実施する。

２　特定個人情報に係る重大な事故が発生した場合

担当所属は、評価実施機関において、特定個人情報に係る重大事故が発生した場合であって、当該重大事故の発生によりしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されるときは、当該重大事故の発生後速やかに、第４の方法に準じて特定個人情報保護評価を再実施する。

３　しきい値判断調査での判断結果に変更がある場合

　　担当所属は、第５の見直しの結果、対象人数又は取扱者数が増加したことによりしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断される場合、速やかに第４の方法に準じて特定個人情報保護評価を再実施する。

４　一定期間経過後の再実施

担当所属は、直近の特定個人情報保護評価書を公表してから５年を経過する前に、第４の方法に準じて特定個人情報保護評価を再実施する。

第７　事務を終了した場合の手続

１　特定個人情報保護評価書の提出

（１）担当所属は、特定個人情報保護評価を実施した事務を終了した場合は、特定個人情報保護評価書に事務の終了と明記し、当該特定個人情報保護評価書を府政情報室に提出する。

（２）府政情報室は、当該特定個人情報保護評価書を委員会に提出するとともに、特定個人情報保護評価計画管理書を更新し、委員会に提出する。

２　特定個人情報保護評価書の公表

担当所属は、当該特定個人情報保護評価書が委員会に提出されたことを確認した後速やかに、第４の７の方法により当該特定個人情報保護評価書を公表する。

なお、当該特定個人情報保護評価書は、事務の終了後、３年間公表する。

附　則

この要領は、平成２７年１月１日から施行する。

この要領は、平成２８年１月１日から施行する。

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

　この要領は、平成２８年９月１日から施行する。